

○財務省告示第二百四十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年七月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年八月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第五百五十七回）

二 発行の根拠 法律及びその法律の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第三條第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格

四 発行方法

五

募方

イ

ロ

イ

六

イ

発

入札発競争	入札発競争	・別第II非	債参加者	行及び特	争入札発	非入札発	者入札発	特・別第I	国債参加場	入札発競争	入札発競争	法入決定の
-------	-------	--------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札発行」という。及び
 後に行われる入札であつた
 務大臣が各限額市場特別
 にごとに応募限度額を定め
 による発行（以下、国債市場
 別参加者・第II非価格競争
 発行と

各申込みの応募額を割り当てる。
 各申込みの応募額を割り当てる。
 各申込みの応募額を割り当てる。
 各申込みの応募額を割り当てる。
 各申込みの応募額を割り当てる。
 各申込みの応募額を割り当てる。

額、金額、一兆十億円の
 うち、財政法第四十一条の
 定に基き、発行した利付債
 ついては、千五百円に
 五十億円の範囲内にお
 財務省の発行した利付債
 財運営に必要の財源の
 関する法律第三十一条の特
 定に

ハ				ロ				イ				ハ				ロ									
非 格 競 Ⅱ	者 ・ 第 Ⅱ	特 別 Ⅲ	国 債 Ⅳ	行 争 入 札 競 Ⅴ	非 格 競 Ⅰ	者 ・ 第 Ⅰ	特 別 Ⅲ	国 債 Ⅳ	行 争 入 札 競 Ⅴ	非 格 競 Ⅱ	者 ・ 第 Ⅱ	特 別 Ⅲ	国 債 Ⅳ	行 争 入 札 競 Ⅴ	非 格 競 Ⅰ	者 ・ 第 Ⅰ	特 別 Ⅲ	国 債 Ⅳ							
		円	九				九	円	一	で	た	条	特	で	た	条	特	円	千	国	項	計	七	い	に
		九	百				百	兆	九	九	利	第	別	九	利	第	別	千	八	債	の	に	億	て	基
		七	十				十	百	十	六	付	一	会	八	付	一	会	百	六	に	つ	す	千	、	づ
		三	億				一	億	億	十	国	項	計	十	債	の	に	十	四	い	に	百	額	、	き
		億	八				億	七	億	四	に	規	関	一	に	規	関	億	四	は	基	法	三	面	行
		千	三				十	千	千	億	つ	定	す	億	い	定	す	四	億	、	き	第	十	額	し
		百	二				二	百	百	円	て	基	法	円	て	基	法	千	四	額	、	四	万	で	利
		二	十				十	五	五	、	づ	き	第	、	づ	き	第	二	千	、	十	万	、	千	付
		十	八				五	万	万	額	き	第	四	額	き	第	四	百	二	面	金	十	万	、	七
		万					万			面	額	行	十	十	面	行	十	万	二	金	条	十	万	、	百
										金	行	十六	十六	十	金	行	十六	万	四	額	付	一	会	十	つ

十四
初期
利子

平成二十八年十二月二十日を支

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2 \times 32}{100 \times 365}$$

る。定算する期日に払い込むものとす。
 り算出した金額を第二号に
 払込金額を加え、次の算式によ
 募入決定の通知を受けた者は、
 年〇・二パーセント

十三

の経過
 払過利
 込み

入札競争
 札格競争
 札格競争

十二

・別第II
 別第II
 別第II

・別第II
 ・別第II
 ・別第II

十一
ロイ

国債市場
 国債市場
 国債市場

額面金額
 額面金額
 額面金額

十

発行
 発行
 発行

平成二十八年七月二十二日

九
八

振替単位
 振替単位
 振替単位

五万円
 の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

争入札
 争入札
 争入札

振替法の規定による振替口座簿

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後第二期利子

平成二十八年七月二十二日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成四十八年六月二十日 利率子を支払う。 いて、その日以前六月間に属す 日を支払期とし、各支払期にお 毎年六月二十日及び十二月二十 日を支払期とし、各支払期にお

規 定 下 は 払 し 払 期 と し、 次 の 算 式 に よ り 算 出 規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ。 下、次号及び第十六号において、 は、その翌営業日に支払うとき 払期が銀行休業日に当たるとき 払期が銀行休業日に当たるとき 以下、次号及び第十六号において、 規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ。
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2 \times 1}{100 \times 2}$$